

平成28年度事業計画

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

I 重点事項

平成28年度は、平成27年5月に策定した本協会の中期事業計画（5カ年計画）を踏まえながら、次の事項を重点課題として取り組むこととする。

1 適正飼養等の普及啓発を行う指導者及びペットフレンドリーオーナーの増加対策

動物愛護週間行事や東日本大震災における動物救護活動などに見られるように、愛玩動物飼養管理士（以下、「管理士」という）の活動は社会的にも高く評価されているとともに、国及び地方公共団体の各種施策の実施に当たっても欠かせないものになってきている。平成25年度からは、関係自治体・機関・専門学校への配布等の広報活動に力を入れるとともに、受講受験者の便宜を図る観点から年2回の募集（認定試験は11月に加えて2月に実施）を行うしくみにした結果、受講受験生は一定の増加傾向を示したが、平成27年度はペット専門学校の学生数の減少等により約1,100名の減少となった。しかし、前述したような管理士に対する社会的要請に応えるためには、人材の量的確保も重要な課題である。このため、一人でも多くの管理士を養成し、全国各地において普及啓発事業を展開できる人的体制を漏れなく整備するために、引き続き管理士通信教育事業の広報戦略の新たな展開や教育内容の拡充等を行うこととする。

また、1級愛玩動物飼養管理士の資格取得者である本協会の会員等が、愛玩動物の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動に関してより一層の研鑽を図ることを推奨するとともに、支所への協力活動などの活動実績を適確に評価するための顕彰制度として創設した上級愛玩動物飼養管理士（Active Pet Care Advisor）制度の着実な運用を図る。

一方、飼い主の方々がそれぞれに自発的にペットの飼い方に関する正しい知識を身につけようとすることは、ペットに対する本当の意味での愛情と責任の証左であり、また、ペットにまつわる様々な社会問題を解決するための原因療法としての効果も期待できることとなる。このため、本協会においては、平成27年10月より、適正飼養のより一層の普及を図るために前述の指導者としての愛玩動物飼養管理士の養成事業に加えて、一般の飼い主を対象にして、クイズ形式で楽しみながら正しい飼い方に関する知識を習得できるように「ペットオーナー検定」事業を開始したところである。平成27年度は初年度であったことから主要7都市での計9回の開催であったが、平成28年度は全国35都道府県等において、支所活動の一環としての位置付けも持たせながら、四半期ごとに定期的に実施することとする。

これらの教育事業を活用しながら、適正飼養に関する知識等を習得した賢明な飼い主を一人でも多く増やすための総合的な取り組み（仮称「ペットフレンドリーオーナー推進プロジェクト」）についても、各種団体との連携協力のもとで新たに進めることとする。

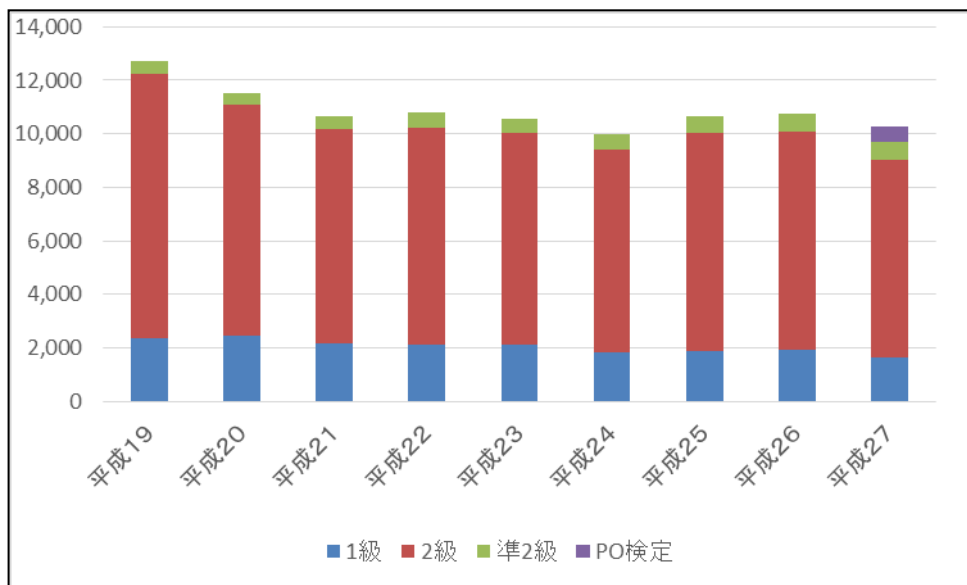


図1 愛玩動物飼養管理士及びペットオーナー検定の受講者数の推移

2 多様な機会や手段を活用した適正飼養の普及

本協会における適正飼養の普及事業の最終的な目標は、すべての飼い主が適正飼養及び迷惑防止に関する必要最小限度の知識と経験を有することである。

しかし、現在、本協会が実施している事業は、多種多様なニーズを持ったすべての飼い主を網羅できていない部分もある。このため、今後とも、ペットについての初歩的な知識等に関するペットオーナー検定事業のより一層の推進、各種ペット関連団体を対象にした適正飼養活動推進のための助成事業の実施、図書館等の関係各所における機関誌の配置やイベント等での配布、ホームページを活用したペット関連情報の充実、ペット飼育に関する実践的な手法の普及啓発事業の実施に向けた教材等の作成（初回は犬を対象）、ペット関連産業従事者を対象にした適正飼養に関する知識や倫理の普及啓発事業のケーススタディ等を進めることとする。

また、本協会の会員に対しては、機関誌等の配布・購読を通じて適正飼養の普及を直接的に行うことができるとともに、この結果として適正飼養に関する知識等を習得した会員が全国各地において適正飼養の普及啓発に関する活動を自発的に行うといった効果も期待できるものである。このため、今後とも機関誌の内容のより一層の拡充を図るとともに、会員になることによって得られる魅力の向上策を検討・導入することとする。

3 人と動物とが共存する社会基盤づくりの推進

近年、首都圏における新規分譲マンションの8割強がペットと一緒に暮らせるものになったり、都市公園においても相次いで公設ドッグランの整備が進められているなど、適正飼養の普及啓発といったソフト面を重視した従前までの動きとは異なり、ハード面

からも人と動物とが共存できる社会基盤施設の整備が推進され始めている。住宅密集地における犬の鳴き声問題などの事例からも分かるように、人と動物との良好な関係の構築は、犬のしつけや飼い主のマナーのみによる対応では十分な効果を挙げられないものもあり、適正飼養の普及啓発（ソフト）とペット関係の社会基盤施設の整備（ハード）は、あたかも車の両輪のように併行して進められてこそ、本当の意味での人と動物とが共存できる社会の実現ができるものである。このような観点から、最近、需要の拡大が著しく社会的関心が高くなっている「ペット・ツーリズム」などの身近な事例をケース・スタディとして、産官学民の連携・協力のもとで支所活動や愛玩動物飼養管理士との調整を図りながら、人と動物とが共存できる社会基盤づくりに関する知見や事例のとりまとめ、とりまとめられた知見の普及啓発や調査研究の支援を行うこととする。具体的には、東洋大学国際観光学科における寄附講座の実施、全国ペットツーリズム連絡協議会の事務局の担当、ペットツーリズムの先進的地域の一つである那須地域を対象とした愛玩動物飼養管理士やペットフレンドリーオーナーの推進に関する事業のモデル的实施等を行うこととする。

4 我が国ならではのペットの文化及び技術の推進

生命尊重及び友愛の精神に満ちた「やさしい社会（道徳的社会）」の実現が求められているところであるが、この実現に当たり「ペット飼養を通じた情操の涵養」は効果的な手段の一つであると考えられる。また、我が国のペットに対する接し方や考え方、ライフスタイル、ペット関連のグッズや技術は、我が国ならではの国民性や風土を背景として独自の進化を遂げつつあり、世界に誇ることのできる水準のものも少なくない。今後とも愛玩動物を飼養すること及び日本のペット文化や技術の素晴らしさをより多くの人達に伝え、また、理解してもらえるようにするための普及啓発事業を関係団体と連携協力しながら「ペットの文化とみらいを考えるプロジェクト」として実施していくこととする。

5 適正飼養の普及啓発を効果的・効率的に実施可能な組織体制の整備

本協会事業の着実な推進を図るためには、何をおいても事業を効果的・効率的に実施できる組織体制の整備及び人員の確保が必要不可欠である。また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月31日 環境省告示第140号）においては「動物愛護管理法の施行に関する事務を円滑かつ効果的に進めるためには、（中略）国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある」旨の指摘がなされており、民間団体においても関係行政機関や他団体と良好な共同関係を構築できるような組織体制を整備しておくことが必要とされている。このため、公益法人制度の趣旨等を踏まえながら、全国各地において各種のペット関連団体等との連携協力のもとで、本協会ならではの適正飼養の普及啓発事業を展開できるように、今後とも協会及び協会の支所、各種のペット関

連団体等との連携協力のあるべき体制を入念に検討し、その拡大及び合理化を含む必要に応じた見直しと相互の連携の強化を図っていくこととする。特に支所に関しては、平成27年4月から、ボランティア組織であった「支部」を「支所」として刷新し、複数のボランティア会員で分担実施していた支所のマネジメント業務を一括して総合的に実施できる専門職としての支所長を本協会の嘱託職員として配置するとともに、会員については支所において行われる適正飼養の普及啓発活動への協力に専念できるような体制整備を図ってきたところであるが、この体制のより一層の拡大充実を図っていくこととする。また、この支所が本協会の業務の各地域における代行及び管理士資格の実践的なスキルアップのための機会提供の場として有効に機能するように、着実な環境整備を図っていくこととする。

6 適正飼養のより一層の推進を図るための動物愛護管理制度のあり方の検討

本協会の主目的である適正飼養の普及啓発は、ペットにかかわる各種の問題の原因療法的な解決手段として最も効果的なものであると位置づけられるといっても過言ではない。この普及啓発の実施については、動物愛護管理法においても規定されており、地域、家庭及び学校などにおいて広く実施されるべきものとされている。また、その具体的な措置及び実現のための施策としては、動物愛護週間や飼養保管基準の策定等が盛り込まれているところであるが、決して十分であるとはいえないおそれがある。

一方、動物愛護管理法は、概ね5年を目途として必要に応じた法改正が行われてきているが、早ければ平成28年度頃から、この概ね5年ごとの法改正の必要性に関する検討が関係機関において始められるのではないかと仄聞されているところである。

このような状況にかんがみ、本協会においても、平成28年度より、我が国において適正飼養のより一層の推進を図る観点からの「動物愛護管理制度のあるべき姿」についての検討を行うこととする。

なお、本協会において普及啓発すべき適正飼養の内容、対象者及び手段は、極めて多種多様であり広範に渡るものである。例えば、普及啓発すべき内容は、ペットの生理生態や飼養保管、ペットに関する各種法制度に関する知識や理論のみならず、人と動物とが共存するための倫理も対象となるとともに、また、普及啓発の対象者は、一般の飼い主のみならず、ペット関連産業の従事者なども対象となると考えられる。

Ⅱ 事業内容

1. 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発事業

(ア) 国及び地方自治体の事業への協力

国等が行う動物愛護管理行政の推進にあたって、民間ならではの視点を入れながら、普及啓発に関する国及び地方自治体の施策に協力する。

- ① 環境省等の関係行政機関が主催する動物愛護週間行事に協力する。
- ② 環境省等の関係行政機関が作成したパンフレットやポスター等の増刷や配布協力をを行う。
- ③ 関係地方自治体の動物愛護センターや保健所等が行う普及啓発事業に協力する。
- ④ 環境省及び関係地方自治体が行う災害時の同行避難等の普及啓発事業に協力する。
- ⑤ 関係地方自治体の動物愛護管理センター等において行われている適正飼養の推進事業を支援するため、普及啓発教材やペット関連物資等の無償提供を実施する。
- ⑥ 関係地方自治体が設置する動物愛護推進協議会に参画する。

(イ) 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育

全国各地における普及啓発活動をより活性化するために、その指導者の養成と教育を推進する。

- ① 二級愛玩動物飼養管理士（35期）及び一級愛玩動物飼養管理士（31期）の通信教育のスクーリングを、受講受験生の便宜向上を図る観点から、できる限り多くの地域で実施する。
- ② 公益社団法人日本愛玩動物協会の活動とその意義を、ペット・社会福祉・観光等に関係した専門学校・大学・企業に周知し、適正飼養の普及や愛玩動物飼養管理士の育成事業についての理解と協力を求める。
- ③ これまで積極的に広報の対象分野としてこなかった全国各地のペット病院、ペットホテル、ペットリミングサロン、ペット同伴宿泊ホテル等の観光事業者などとの連携を図りながら、適正飼養の普及及び通信教育事業の広報を

拡充していく。

- ④ 通信教育教材や認定試験内容の改善を必要に応じて図っていく。また、1級愛玩動物飼養管理士の資格取得者がより一層の研鑽を図ることを推奨するための仕組みとして、認定登録時における会員特典等の付与を当面の間試行するとともに、支所への協力活動などの適正飼養にかかる活動実績を適確に評価するための顕彰制度として創設した上級愛玩動物飼養管理士（Active Pet Care Advisor）の着実な運用を図る。
- ⑤ 適正飼養の普及を補助する役割を担う者としての会員の増加を図るため、学生に対して適用していた入会金免除の優遇措置を、当面の間、愛玩動物飼養管理士の資格取得者（受講受験者を含む）に拡大する。
- ⑥ 東洋大学における寄附講座（ペット・ツーリズム論）を継続して開設するとともに、ペット同伴宿泊ホテルやドッグランなどにおける適正飼養の底上げを図るために、ペット・ツーリズムの適正推進のためのガイドラインを東洋大学国際観光学科の協力を得ながら充実していく。また、ペットツーリズムの先進的地域の一つである那須地域を対象として、産官学民の連携によるモデル的な事業の実施を検討する。
- ⑦ 愛玩動物を飼養すること及び日本のペット文化や技術の素晴らしさをより多くの人達に伝え、また、理解してもらえるようにするために、シンポジウムの開催等の事業を、関係団体と連携協力しながら「ペットの文化とみらいを考えるプロジェクト」として実施する。
- ⑧ 飼い主に対して、直接、適正飼養等の知識に関する研修教育を実施する仕組みの一つとして、一般的な飼い主を対象にしたペットについての初歩的な知識等に関する検定事業（ペットオーナー検定）の着実な展開を、関係団体と連携協力しながら実施する。具体的には、支所活動の一環としての位置付けも持たせながら、35都道府県等において4月・7月・10月・1月の年4回にわたり定期的実施する。また、併せてペットオーナー検定テキストの普及啓発資材としての活用を図っていく。
- ⑨ 管理士及び会員データベースを利用して、未認定登録者や退会会員に対して、登録や再入会に関する呼びかけを行う。
- ⑩ 本協会の普及啓発事業の内容は知識や理論の習得が中心であるが、実践的な飼養手法に関する知識の習得も適正飼養の確保にとっては重要であることか

ら、ペット飼育に関する実践的な手法の普及啓発事業の実施に向けた教材等の作成（初回は犬を対象）を行う。

- ⑩ 社会全体としての適正飼養の確保及び推進を図るためには、飼い主のみならずペット産業関連従事者に対する普及教育も重要になることから、ペット関連産業従事者を対象にした適正飼養に関する知識や倫理の普及啓発事業のケーススタディ等を進める。

(ウ) 調査研究及び情報の収集、提供

- ① 犬と猫の暮らし向き調査を実施する。
- ② 産官学民の関係団体から構成される全国ペットツーリズム連絡協議会やペットの文化とみらいを考えるプロジェクトに参画して、人と動物とが共存する社会基盤づくりに関する知見や事例のとりまとめや普及啓発事業を行うとともに、本協会が実施する適正飼養等の普及啓発事業の推進に資する各種調査研究に対する支援を必要に応じて行う。

(エ) 相談会、講習会及び展示会等の開催

これまでと同様に広く動物愛護及び適正な飼養管理を普及啓発するために相談会及び展示会を実施するとともに、管理士の知識や技能の活用とさらなる向上を図るために講習会を実施する。

- ① イベント等の機会を活用してペット飼養相談会を開催する（相談会）。
- ② 電話や手紙によりペット飼養に関する相談を受ける（相談会）。
- ③ 適正飼養に関する講習会（ペットオーナー検定の一環として実施するものを含む）を実施する（講習会）。
- ④ 一般公募方式によりペット写真展を開催する（展示会）。

(オ) 調査研究及び適正飼養推進プロジェクトへの助成

家庭動物の適正な飼養管理について、科学的知見を踏まえた各種普及啓発活動を実施するための基盤整備、調査研究の活性化および研究者の育成、各種の適正飼養普及のためのプロジェクト活動の推進基盤の整備を図ることを目的に、大学・研究所等の調査研究活動及び各種団体の適正飼養普及活動への助成を行う。得られた成果については、報告会や本協会機関誌、ホームページ等を通じて発表を行う。

(カ) 広報誌等図書印刷物の刊行

動物の愛護及び適正な飼養管理に関する最新の知識や情報を広く社会に伝達するとともに、普及啓発活動の実施に必要な各種課題等について、科学的知見等を踏まえた適時的確な普及啓発活動が行われやすくなるような環境の整備を図る。

- ① 機関誌『愛玩動物 with PETs』を隔月に発行する。
- ② 本協会ウェブサイトを随時更新する。
- ③ 飼養相談事例集を頒布する。

2. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

本協会事業の着実な推進を図るためには、事業を効果的・効率的に実施できる支所を含めた組織体制の整備及び職員の資質の向上が必要不可欠であることから、組織体制の整備及び職員教育の充実を図る。

また、幅広い情報の収集を図るため、関係団体との情報交換を行うとともに、本協会の普及啓発活動の推進にあたり必要となる環境整備を図るため、災害時における動物救護及びマイクロチップ等による所有者明示措置等の関連事業を、関係団体との連携を図りながら実施する。

(ア) 組織体制の整備及び職員教育の充実

- ① 協会本部においては、平成25年度から導入した部課制の充実、人事交流や研修制度等を活用した職員教育の実施、残業の縮減等の勤務環境の整備等を図る。
- ② 支所（平成26年度までは「支部」）は、協会本部の各地方における業務の実施を補佐する補助機関であるとともに、支所において行われる各種の適正飼養推進活動は本協会の社会的評価の向上に大きな貢献をもたらしてくれる存在として評価されている。この支所に関しては、平成27年4月から、本協会の業務の各地域における代行及び管理士資格の実践的なスキルアップのための機会提供の場として有効に機能するように、ボランティア組織であった支部を本協会の嘱託職員1名を配置した支所として刷新したところであるが、その環境整備を図るために、協会本部・各支所長の交流推進を兼ねた研修会の開催、支所活動のノウハウを蓄積・交換するための事例集の作成、協会本部・支所間

での情報交換をウェブ上で実施できるしくみの整備、支所活動に必要な通信機器や備品類の整備、支所活動に協力した支所協力会員に対しての交通費支給等の便宜供与の充実を引き続き実施していく。また、支所の新設に向けた取り組みを行う。

(イ) 関係団体等との連携事業

- ① 一般社団法人全国緊急災害時動物救援本部に協力して、緊急災害時に動物救援活動を行うとともに、平時よりその基盤整備を図るための準備を進める。
- ② 一般社団法人日本獣医師会と協力して、マイクロチップ等による所有者明示措置を推進する。
- ③ ペット関連団体等の連携協力を積極的に進める。

(ウ) 適正飼養のより一層の推進を図るための動物愛護管理制度のあり方の検討

- ① 関係機関における動物愛護管理法の改正に向けた取り組みの進捗状況を踏まえながら、本協会に有識者懇談会を開催する等して、適正飼養のより一層の推進を図る観点からの「動物愛護管理制度のあるべき姿」について検討を行う。

(エ) その他

- ① 平成26年1月に内閣府より税額控除制度の認可を受けることができたことから、本協会の事業に対する寄附金の積極的な募集を行うとともに、寄附金を活用した適正飼養の普及啓発活動を行う。